



# 神奈川県東ロータリークラブ

## KANAGAWA EAST ROTARY CLUB

2016-2017年度 第7週報 No. 1943 2016年(平成28年) 8月19日 第1943回 例会記録 8月26日発行

### 本日〈8月26日〉のプログラム

- ◆ 齊 唱 「それこそロータリー」
- ◆ 献 立 ステーキ御膳
- ◆ 卓 話 「横浜にホスピスを」  
横浜小児ホスピス設立準備委員会 事務局  
安井 恵子 様  
(紹介者 但野真実子 会員)

〈〈本日のBGM〉〉  
アルバム「Walking Down Rainhill」～ジェイクシマブクロ～

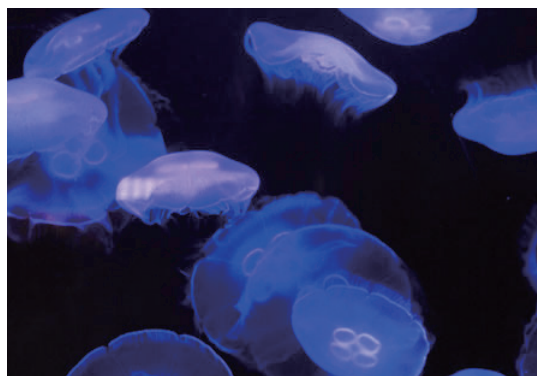


PHOTO 加野亮一 会員

**司 会** 白鳥 厚夫 副幹事

**誕生日祝** 小山 市康 会員 (8月22日)

**点 鐘** 植田 清司 会長

**齊 唱** 「我等の生業」

**四つのテスト** 横溝 亘 職業奉仕委員長  
(第1例会のみ)



### ゲスト紹介

樋口 明 様 (第2590地区 第4 G ガバナー補佐)  
荒川 雄一 様 (ゲストスピーカー)  
原 英司 様 (例会見学者)

2016-2017年度 RI会長 ジョン F. ジャーム



人類に  
奉仕する  
ロータリー

第2590地区 ガバナー 高良 明

会 長 植田 清司	会 計 白井 康夫
会長エレクト 矢野 修二	副 会 計 河野 明光
副 会 長 西山 潔	S A A 田中 龍太郎
副 会 長 伊東 英紀	副 S A A 茂木 知子
幹 事 小山 市康	副 S A A 吉田 隆男
副 幹 事 白鳥 厚夫	クラブ会報 加野 亮一

**例会日** 毎週金曜日 0:30～1:30 PM (第5金曜日 6:00 PM)  
**例会場** ホテルキャメロットジャパン  
**URL** <http://www.kanagawahigashi.com/>  
**E-mail** [kerc@beach.ocn.ne.jp](mailto:kerc@beach.ocn.ne.jp)

**事務局** ホテルキャメロットジャパン内  
〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-3  
TEL: 045-314-3900 FAX: 045-314-3555  
**創立記念日** 昭和 51年 5月 29日

## 会長報告

植田 清司 会長

- ・米山奨学会より米山功労者の感謝状が届いておりますので贈呈します。



石川正三会員(9回)、河野明光会員(6回)、山崎善也会員(3回)  
天野公史会員(3回)

## 幹事報告

小山 市康 幹事

- ・今年1月～6月までにR財団にご寄付頂いた方に領収書が届いておりますのでボックスへ配布致しました。確定申告の際に必要となりますので、ご確認をお願い致します。
- ・ローターアクトの広報誌をボックスへ配布致しました。
- ・R財団100周年記念シンポジウムの案内が来ておりますのでご覧します。
- ・9月2日にガバナーが公式訪問されますが、例会終了後にガバナーを囲んで懇談会を開催致します。大勢のご出席を宜しくお願い致します。
- ・本日例会終了後にガバナー補佐にご同席頂き、クラブ協議会を開催致します。出席義務者の方はご出席の程よろしくお願い致します。 場所 5F ジュビリーⅢ
- ・次週、例会終了後に8月度定例理事会を開催致します。

## 出席報告

角田 伯雄 出席委員

会員総数	50名	(29+21)名	
出席会員数	37名	(24+13)名	
出席率	88.10%		
ゲスト	3名	ビジター	0名
前回補正後	86.05%	前々回補正後	82.50%

## スマイルボックス

吉田 隆男 副SAA

第2590地区 第4G ガバナー補佐 樋口 明様 本日は、クラブ協議会でお世話になります。よろしくお願い申し上げます。  
原 英司様 本日はよろしくお願い致します。

小山市康君 ①誕生日祝い、ありがとうございます。②樋口ガバナー補佐、本日はご指導をよろしくお願い致します。③昨晚のテーブルミーティングでは、金森テーブルマスター、角田サブマスター、お世話様でした。月山さん、ありがとうございました。

植田清司君 ①樋口ガバナー補佐、よろしくご指導下さい。②荒川雄一様、本日の卓話、よろしくお願い致します。③昨日は、第1テーブルミーティングご出席の皆様、お疲れ様でした。テーブルマスターの金森さん、副マスターの角田さん、ご苦労様でした。

富居利貞君 ①樋口ガバナー補佐、宜しくお願い致します。②佐藤会員にお世話になりました。

石川正三君 暑いです。ノビテいます。皆さん、身体に気を付けましょう！！

月山 勇君 昨日の第一T.Mに飛び入り参加させて頂きました。金森・角田正副テーブルマスター、お世話になりました。増強がテーマとのこと、私は美味しい焼肉で体力増強です。二次会カラオケ参加の皆様、お疲れ様でした。

山本 登君 樋口G補佐、宜しくお願い致します。

江森国一君 樋口ガバナー補佐、本日は宜しくお願い致します。

伊東英紀君 所用により早退させて頂きます。

加藤仁昭君 樋口ガバナー補佐、本日は宜しくお願い致します。

山田正憲君 ①樋口ガバナー補佐、本日はご指導の程、宜しくお願い致します。②昨日の第一テーブルミーティング参加の皆様、お疲れ様でした。金森・角田マスター、美味しい料理で楽しかったです。

澁谷高弘君 樋口ガバナー補佐、本日はよろしくお願い致します。

西山 潔君 樋口ガバナー補佐、いつも大変お世話になっております。本日は、ご指導宜しくお願い致します。

伊澤政宏君 昨日の第一テーブルミーティング、大変楽しかったです。マスター、副マスター、ご苦労様でした。

角田伯雄君 第一テーブルミーティングの皆様、ご苦労様でした。月山さん、昨夜はありがとうございました。

天野公史君 樋口ガバナー補佐、本日はご指導宜しくお願い致します。

友添辰哉君 樋口ガバナー補佐、朝10時に床屋に行って来ました。本日は宜しくお願い致します。

金森欣一君 ①荒川様、本日は卓話、宜しくお願い致します。楽しみにしていました。②昨日の第1テーブルミーティングにご参加頂きました皆様、ありがとうございました。

佐藤勝彦君 8月6日の親睦委員会暑気払いでは、蒸し暑さと潮風の涼やかさとのミックスの中、ビッグバンドの軽快なノリで大いに盛り上がりました。残金をニコニコに……。これからの親睦委員会に大きな期待を……。！ヨロシク。

吉田隆男君 ①樋口ガバナー補佐、公式訪問お疲れ様です。②昨日は第一テーブルミーティング金森さん、角田さん、ありがとうございました。美味しい焼肉を前に、内容の濃い会合となりました。

8月19日	21件	57,000円
本年度累計		339,000円

## 『パナマ文書』から見る タックスヘイブンの実態

国際フィナンシャルコンサルタント 荒川 雄一 様  
(紹介者 金森 欣一 会員)



さて、この数ヶ月、テレビや新聞で毎日報道されているのが、「パナマ文書」です。パナマの法律事務所「モサック・フォンカセ」から、約40年間にわたり設立されたペーパーカンパニー21万社の情報が、公にされたという出来事です。そして、そのリストの中に、プーチン大統領や習近平国家主席、キャメロン首相など、世界の名だたる政治家が関与している情報まで含まれていたため、世界的なニュースとして、紙面を賑わせました。

日本の法人個人についても、ペーパーカンパニー270社、日本人約300人の名が挙がっているようですが、全体としての割合はわずかです。今まで「タックスヘイブン」という言葉が、ここまで公に取り上げられることはありませんでした。もともと密かに利用されていた制度で、OECD加盟国などが、時折、情報開示を迫る声明などを出していたものの、“本気”でこの件に踏み込むことはありませんでした。

それは、今回明らかになったように、各国の政治家も、何らかの方法で関与している人間が大勢いるからです。本来、公にならない前提のものが、「パンドラの箱」を開けてしまった以上、そう簡単には、収まることはないでしょう。

そこで、今回は、この「タックスヘイブン」について、その本質と今後の影響などについて考えてみたいと思います。

### 1. タックスヘイブンとは

私自身、「海外分散投資」に長らく携わってきた中、オフショアやタックスヘイブンという仕組みについては、それ相応の研究をしてきました。金融の世界において使う場合は、規制が非常に少なく、「国外からの所得」に対して所得税や法人税が安いかまったくかからない国や自治権を持った「地域」の金融マーケットなどを指しています。スイスやルクセンブルグなどの有名な国もありますが、その大半は小さな島や地域です。そしてそのほとんどが、観光や鉱物をはじめとする自然資源に収入を頼っている場所が多いのです。つまり、国内における主産業が観光など不安定な収入のため、これらの国や地域においては、「国外からの安定した収入」を得られる方法が必要だったのです。

そこで、国外からの収入（例えば配当や有価証券売買利益な

ど）には、課税しないまたは低税率にすることによって、資金を呼び込もうという制度を作り上げたのです。

近年、このタックスヘイブンの地域が、マネーロンダリング（資金洗浄）や先進国をはじめとする国々の租税回避地として使われることから、タックスヘイブン地域への圧力が強くなっていました。

### 2. タックスヘイブンを利用する目的（IBC）

本格的にタックスヘイブンを利用する場合、法人を利用するケースが一般的です。タックスヘイブンで法人を設立した場合、この法人のことを「オフショアカンパニー」又は「IBC（国際ビジネス会社）」と呼びます。法人税がかからないバハマなどにIBC（ペーパーカンパニー）を作ります。そして、この法人を通じて、様々な商品への投資を行うわけです。収益はすべてバハマの会社に入りますが、法人税は課税されません。そして、日本に住むオーナー資産家も、この会社から配当を受け取らなければ所得が発生しないことになります。ただし、ここで留意しなければならない点があります。それは、日本には、「タックスヘイブン対策税制」という法律があるからです。

タックスヘイブン地域の「ペーパーカンパニー」は、“税を逃れる目的”で設立されることが多いため、この「租税回避行為」を防ぐための法律で、その要旨は以下のようなものです。

外国法人のうち、日本の居住者や国内法人が、そのペーパーカンパニーの50%超の株式を有している場合、その法人の属する国の税率に着目し、法人税率が無いまたは20%以下の場合には、その内部留保している利益を、日本の居住者や国内法人に支払われたものとして税金を課するという制度です。

結論から言うと、この法律の適用を回避する方法としては、次の3つが考えられます。

- (1) その外国法人の所有比率を50%以内にする
- (2) 税金を20%超課税する国に法人を設立する
- (3) 10%未満の株主で構成する

言葉にすると簡単ですが、実際にやろうとすると、いずれもそうたやすくできる方法ではありません。現実には、もっと簡単な方法で、租税を回避しているケースがあります。それはノミニー制度を用いる場合です。

ノミニーを用いると、株主や取締役に自分の名前を出さずに、法人を設立することができます。従って、表面上は、自分の名前が出ないため、「課税を免れる手段」に使われるのです。ただし、実質的オーナーが日本の居住者や法人であれば、当然、国内での納税義務はあるので注意が必要です。

### 3. タックスヘイブンを利用する目的（トラスト）

ある一定以上の資産家で、資産を後世に残したいと思う方なら、海外において、トラストの活用は大変効果的であるといえます。トラストとは、日本の「信託」に近い仕組みです。そして、その目的のほとんどは、相続対策として用いられます。

日本において、相続発生時に問題となるのは、相続税の支払いにより資産が目減りすること、遺留分があるため、たとえ遺言を書いても、自分の残したい人に財産を渡せないことではないでしょうか。

このような自分自身の意思（遺志）を、遺留分も関係なく、相続税も回避しながら実現する方法の一つとして、海外ではトラストという制度が作られています。

受益者は、自分の子供や身内である必要はなく、法人や公益団体でも構いません。また、受益者の受け取り方で、タックスヘイブンを利用すれば、相続税や贈与税なども非課税とすることができます。

中世の時代からヨーロッパの貴族や世界中の大富豪が、代々資産を継承することができたのも、このトラストの仕組みあったからに他ならないと言えるでしょう。

#### 4. 今後の影響

さて、タックスヘイブンの主たる活用例を見てきましたが、その「目的別」に今後の影響を考えてみたいと思います。

##### (1) 資産運用の拠点

世界中の運用会社が、ファンドを設立するとき用いているのが、タックスヘイブンです。海外の運用会社に限らず、日本の会社も、ケイマン籍やルクセンブルグ籍などのファンドがたくさんあります。運用期間中の収益を非課税とできることから、今後もファンドの活用は拡大することはあっても、なくなることはないでしょう。

##### (2) マネーロンダリング（資金洗浄）

テロ組織などへの資金提供も行われていることから、マネーロンダリングについては、今後、世界規模で締め付けが厳しくなっていくものと思われます。特に、「海外送金時」でのチェックが、今後、非常に厳しくなると考えられます。

##### (3) 脱税

タックスヘイブンが、脱税の温床となっている側面があるのは否めません。特に最近では、スイスのナンバーアカウント（名前のない口座）の情報開示への圧力も、高まっています。今後、ノミニーを使った法人設立についても、その設立を手伝ったコンサル会社の属する国への情報開示の圧力が高まることは間違いないといえるでしょう。

##### (4) 節税（租税回避）

合法的なスキームで節税を行っているケースであっても、特にグローバルな大企業については、その風当たりは増すものと考えられます。一方、中小企業や個人が節税の目的で設立するペーパーカンパニーについては、完全に掌握するのは難しいといえます。

とはいえ、ノミニーを使つての“実質的脱税”は、今後目をつけられる可能性があるため、あくまでのタックスヘイブン対策税制をクリアする方法や合法的にトラストなどを利用することによって取り組むことが必要なのは言うまでもありません。

さて、これだけ騒がれているタックスヘイブンではありますが、これは、パナマにある一法律事務所の情報が漏れたに過ぎません。

今後も、この問題は当分尾を引きずることになるとは思いますが、世の中に税金が存在する以上、タックスヘイブンの仕組みは、無くなることはないといえるでしょう。

## 第一回クラブ協議会開催

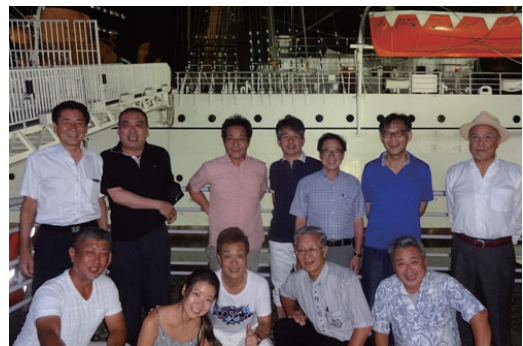
8月19日例会終了後に樋口ガバナー補佐にご同席頂き、第一回クラブ協議会を開催致しました。

各委員会より今年度の活動予定と現在までの進捗状況の報告が行われ、ガバナー補佐よりご指導を頂きました。



## 親睦活動委員会開催

8月6日（土）、みなとみらいの「横浜パラダイス」にて、親睦活動委員会を開催致しました。親睦活動委員以外の会員も加わり、大変盛り上がった親睦活動委員会となりました。



### 次回〈9月2日〉の予定

ガバナー公式訪問

国際ロータリー第2590地区 ガバナー 高良 明 様